

大 阪 府 知 事      様

大阪府個人情報保護審議会  
会 長 柳 井 健 一

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成30年5月18日付け国健第1413号で諮問のありました「大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業」に係る大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第5項に規定する要配慮個人情報の収集禁止原則の例外事項については、審議の結果、モデル事業実施後の本格実施については、詳細な事業計画が定まっておらず、現時点ではその適否の判断は不適切であると判断した。

このため、本審議会では、諮問に係るモデル事業実施の部分に限って（以下「本事業」という。）、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件収集に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 実施機関において、本事業のために用いる個人情報の管理責任者を定め、個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。  
また、本事業において個人情報を取り扱う職員については、必要最小限の人数とすること。
- 2 収集する個人情報については、本事業の実施のための必要最小限のものに限定すること。また、本事業の参加者には、収集する個人情報の内容及び収集した個人情報の利用方法が明確に理解できるようなホームページの構築等を行い、参加者が十分に自ら収集される個人情報の内容及び収集した個人情報の利用方法を理解して、本事業への参加の同意を判断することができるよう工夫すること。
- 3 本事業の委託先に対して、個人情報取扱責任者を定め、個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止など、条例第10条に基づく個人情報保護措置を求めること。  
また、本事業の委託先に対して、本事業の個人情報を取り扱う従事者の人数を必要最小限とし、事前に従事者の届出を行うよう求めること。
- 4 委託契約書に基づき、再委託を承認する場合は、再委託先に対し、個人情報の取扱いについて、委託先に求める内容と同様の個人情報保護措置を求めること。

- 5 本事業により収集した個人情報を個人が特定できないよう加工を施すことにより、いわゆるビッグデータとして利用する等の場合については、必ず当審議会への諮問を経ること。
- 6 本事業において、個人情報を提供する市町村に対し、個人情報の適正管理等、当該市町村の個人情報の保護に関する条例を適正に運用することを求めること。
- 7 「大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業」を本格実施する際は、改めて当審議会への諮問を経ること

(答申に関与した委員の氏名)

柳井健一、島村健、赤津加奈美、近藤亜矢子、嵯峨嘉子、長谷川佳彦